

日本模擬国連規約

基本理念

現代の国際社会は相互依存の深化とともにその関係性の複雑化がますます進む中、国際社会を生き抜く一人として、我々には、それぞれが国際情勢への関心を絶やさず多種多様な価値観を鋭い感性をもって理解していくことが求められている。そこで我々はここに結集し、「模擬国連（Model United Nations）」活動を行うことを決意した。

模擬国連とは、国際連合で現実展開する会議外交を舞台に、入念な調査と緻密な考察を踏まえて模擬会議を実行し国際社会の実像に接近する活動であり、我々が国際社会における多様な価値観の存在をその身で感じとり国際社会が希求する価値を積極的に捉え、その現実社会における実現を模索する最良の機会を提供する活動である。

模擬国連活動の有用性を鑑み日本における模擬国連活動を一層普及・発展させること、ならびに、主体的かつ積極的な模擬国連活動を通して、同じ関心を持つ会員同士の友好を深めながら、将来的に国際社会に貢献しうる人材を輩出することを目指し、我々は、日本模擬国連（以下、「本団体」とする）の設立を宣言し、ここに日本模擬国連規約（以下、「本規約」とする）を定める。

第1章 総則

第1条（名称）

本団体は、「日本模擬国連」と称する。また、その英語名を「Japan Model United Nations」、略称を「JMUN」とする。

第2条（目的）

本団体の活動は、日本における模擬国連活動の普及・発展及び、将来の国際社会に大いに貢献できる人材を育成し輩出することを目的とする。

第3条（活動内容）

本団体は第2条に定める目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 社会における模擬国連活動の発信と普及
- 2 研究活動の運営及びその円滑化
- 3 研究会、支部における活動の支援
- 4 全国規模の模擬国連大会の主催
- 5 模擬国連会議全米大会日本代表団の派遣及び、その他世界規模の模擬国連会議への積極的参加支援

- 6 国際政治、国際問題を題材とした講演会等の企画
- 7 その他事業の管理あるいは運営局の設置
- 8 会員間の相互交流を目的とした活動の企画、運営

第2章 機関

第4条（機関）

本団体は以下の通り、機関を設ける。

- 1 日本模擬国連代表部（その英語名を「JMUN Office」とし、以下、「JMUN代表部」と称する）
- 2 事務局として、関東事務局、関西事務局
- 3 研究会、支部
- 4 全国規模模擬国連大会の事務局
- 5 模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業運営局

第3章 会員

第5条（会員）

本団体の会員は、本団体の基本理念及び目的に賛同して入会した個人とする。

第6条（会員の要件）

本団体の会員は以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 学生であること
- 2 所属する研究会または支部へ、遅滞なく定められた入会費、年会費を納入し、かつ入会届あるいは継続届を提出していること
- 3 模擬国連活動を積極的に行う意思があること

第7条（会員の権利）

本団体の会員は全て、以下の権利を等しく有する。

- 1 本団体の開催するあらゆる活動に自由に参加すること
- 2 第25条に定める要件を充たす場合、所属する事務局の事務局長・事務局員に立候補すること
- 3 第16条に定める要件を満たす場合、JMUN代表部構成員へ立候補すること
- 4 本団体の主催するあらゆる全国規模大会に対し、自由に参加を希望すること
- 5 全米団事業規約に定められる要件を満たす限りで、全米団事業への参加を希望すること
- 6 必要に応じて JMUN 代表部および各事務局に対して予算の開示を要求すること

第8条（退会）

第1項 本団体の会員は全て、会員本人の自発的意思により、所属する研究会または支部への事前通知を持って本団体から退会することができる。

第2項 本団体の会員が第6条に定める会員の要件を満たしておらず、また満たす意思も一切認められない場合、当該会員が所属する事務局の総会は当該会員の退会を決定できる。ただし、JMUN代表が必要であるとみなした場合、JMUN代表者会合も当該会員の退会を決定できる。退会を決定するにあたっては、当該会員に十分な弁明の機会が与えられていなければならない。

第8条の2（除名）

第1項 本団体の会員が違法行為またはその他JMUN会員としてふさわしくない行為を行った場合、当該行為を行った会員の所属する研究会または支部の代表者は当該会員の退会を決定することができる。当該行為を行った会員が研究会または支部の代表者であるときは、副代表者またはそれに準ずる者を代表者と同一とみなす。研究会または支部の代表者は退会の決定をした後、速やかに他の研究会または支部、事務局および主催事業の代表者に退会させられる者の氏名と退会の理由を通知し、その同意を得ねばならない。

第2項 本団体の会員が他の会員に対して前項に掲げる行為を行った場合、当該行為を受けた会員またはその所属する研究会もしくは支部の代表者は事務局長またはJMUN代表に仲裁を付託することができる。事務局長またはJMUN代表は付託を受けたときは当該会員の所属する研究会との協議の上、これに対して措置について勧告をすることができる。

第3項 前二項の決定にあたっては、当該会員に十分な弁明の機会が与えられていなければならない。

第4項 本条にしたがって退会した会員は、本団体の研究会または支部に入会する権利および本団体が主催する事業へ参加する権利を有しない。

第9条（休会）

第1項 各事務局あるいは、各研究会および支部は、休会制度を定めることができる。

第2項 休会者はJMUN会員として扱い、本規約第7条で定められる権利を有する。

第4章 JMUN 代表部

第10条 (JMUN 代表部の任務)

JMUN 代表部は、本規約で定める基本理念及び目的を遂行するために、以下に定めるものを含む必要なあらゆる任務を主導して行う。

- 1 本規約の管理。第13章に基づき、改正の必要があるときは遅滞なくその議案を総会にて発議する。
- 2 模擬国連活動におけるノウハウや情報の蓄積および提供
- 3 模擬国連活動の普及及び広報業務
- 4 日本模擬国連としての対外窓口及び渉外業務
- 5 主催事業に対する助成
- 6 他事業との提携事業の推進
- 7 その他、本規約で定める基本理念及び目的を達成するために必要なあらゆる業務

第11条 (JMUN 代表部の構成員)

第1項 JMUN 代表、JMUN 副代表、会計担当、渉外担当を基本構成員とする。副代表は、関東事務局長及び関西事務局長の2名が務める。

第2項 JMUN 代表は必要に応じて新たな役職を設置することができる。

第12条 (JMUN 代表の地位)

第1項 JMUN 代表は、本団体における最高責任者であり、本団体の唯一の代表とする。

第2項 JMUN 代表は、JMUN 代表者会合での承認の下、具体的な運営事項に関し、必要に応じて細則を別に定めることができる。

第13条 (代表の任務及び権限)

JMUN 代表は以下の任務及び権限を受け持つこととする。

- 1 JMUN のあらゆる活動の統括
- 2 本団体の対外窓口業務
- 3 本団体が主催する事業から年度毎に予算案、決算報告、運営報告を受け取り、必要に応じて意見を提出すること
- 4 JMUN 代表者会合の招集
- 5 JMUN 代表部の構成員の任命
- 6 本団体としての決定をなすべき事項が緊急に生じた際、本団体を統括する最高責任者として決定をなすこと

第 14 条 (JMUN 代表の選出)

第1項 JMUN 代表の選出は、本団体の全会員によって投票されるものとし、議決権を行使し投票する全会員の過半数以上の賛成を持って決定される。次期 JMUN 代表に立候補する候補者は、本団体の会員でなければならない。

第2項 次期 JMUN 代表の選出は、原則として JMUN 代表の任期が終了するまでに行われることとする。

第 15 条 (JMUN 代表部構成員の選出)

JMUN 代表部構成員の選出は、JMUN 代表が主導してこれを行う。構成員の選出は必要に応じていつでも行うことができるものとする。

第 16 条 (JMUN 代表部構成員の要件)

JMUN 代表部の構成員となるためには、以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 日本模擬国連会員であること
- 2 本団体の基本理念及び目的に賛同し、協調的かつ積極的に推進していく意志があること
- 3 第 16 条に定める JMUN 代表部構成員の任期を全うすることができること

第 17 条 (JMUN 代表部構成員の任期)

JMUN 代表部構成員の任期は 1 月 1 日から 12 月 31 日までの一年間とする。

第 18 条 (手続き)

第1項 JMUN 代表部構成員が辞任を希望する場合には、その一ヶ月前までに JMUN 代表へその旨を通知せねばならない。

第2項 第 16 条に定める JMUN 代表部構成員としての要件を著しく欠くと判断された構成員は、JMUN 代表者会合の合意によって除名されうる。なお除名されるものには十分な弁明の機会が提供されていなければならない。また、各代表者は当該構成員の除名の正当性について会員に対し説明責任を負うものとする。

第 5 章 事務局

第 19 条 (事務局の地位)

第1項 事務局として、関東事務局、関西事務局を設置する。

第2項 事務局は具体的な運営事項に関し、必要に応じて細則を別に定めることができる。

第 20 条（事務局の構成）

- 第1項 事務局は、一名の事務局長と複数名の事務局員によって構成される。
- 第2項 事務局は、事務局長の同意のもと必要に応じて、新たな事務局員職を設置することができる。
- 第3項 事務局は、場合により事務局員を各研究会から追加募集することができ、事務局長の任命をもって事務局員となる。

第 21 条（事務局の任務）

本団体の事務局は、以下の任務を有する。

- 1 模擬国連活動の普及、発展に関する事務
- 2 国際問題への理解の推進に関する事務
- 3 研究会及び支部の活動を支援する事務
- 4 全国規模の模擬国連大会への協力に関する事務
- 5 模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業への協力に関する事務
- 6 その他必要とされる運営事務

第 22 条(事務局における意思決定)

本団体の事務局は、定められた任務を遂行するにあたり、本規約に従って意思決定を行う。

第 23 条（事務局長の地位）

事務局長は各事務局の代表であり、かつそれら運営機関の最高責任者である。

第 24 条（任務・権限）

事務局長は以下の任務及び権限を有する。

- 1 事務局総会及び事務局会議を召集する。
- 2 本団体の運営・活動を円滑ならしめるため、事務局長は事務局のあらゆる活動を統括する。
- 3 事務局長は、JMUN 代表部、関東事務局、関西事務局の各機関からいつでも報告を受けすることができる。
- 4 事務局長は、緊急に事務局の決定を下さなければならない、やむをえない事情が発生した場合には、事務局の代表として、自己の裁量において事務局としての決定を下すことができる。
- 5 事務局長は、必要に応じて事務局員を任命し増やすことができる。ただし、任命される者は第 25 条に定める要件を満たす者に限られる。

第 25 条（事務局長・事務局員の要件）

事務局長及び事務局員となるためには研究会及び支部の会員でなければならない。

第 26 条（事務局長、事務局員の決定）

事務局長および事務局員は、各事務局の定める選挙により決定する。

第 27 条（任期）

事務局長と事務局員の任期は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 28 条（除名条件・手続き）

第1項 事務局員は辞任する場合には、その 1 ヶ月前までに事務局長にその旨伝えなければならない。

第2項 第 25 条に掲げる要件を欠くことが明らかになった事務局員は、総会決議によって除名されうる。その際、除名の対象となるものには、十分な弁明の機会が与えられなければならない。

第 29 条（総会の地位）

第1項 総会は、各事務局において日本模擬国連の運営・活動に関するすべての事項を討議、または議決することができる議決機関とする。

第2項 総会は、各事務局において各事務局の運営・活動に関するすべての事項を討議、または議決することができる議決機関とする。

第 30 条（総会の構成・定足数・議決）

第1項 総会は、その事務局に所属する会員によって構成される。

第2項 総会の議決は、有効投票数の過半数をもってこれをなす。ただし、第 67 条に記された規約改正の議決は除く。

第3項 議決権を有する会員は、代理人に委任することによってその議決権を行使することができる。但し代理人は、総会に出席する会員でなければならない。代理人は、代理権を事務局に証明する必要がある。

第4項 前項の代理権の授与は、総会毎になされなければならない。

第5項 議長は、必要であれば事務局がこれを任命する。

第 31 条（総会の権限）

第1項 年 1 回以上開かれる定例総会において次の事項を討議することができる

- 1 事務局構成員
- 2 予算・決算
- 3 年間活動基本方針

- 4 未加盟団体の日本模擬国連への加盟の是非および日本模擬国連からの脱退の是非
 - 5 その他必要と認められる事項
- 第2項 年間活動基本方針案採択をもって、以後当該活動方針に基づく事務局内での決定を、その事務局総意として決定し、承認したものとすることができる。
- 第3項 各事務局の決定と行動の迅速性・機動性を確保するために、前項に該当しない事項であっても、特に問題が生じないと認められる場合に限り、事後に報告を受けることを条件に、総会は事務局の決定を承認したものとすることができる。

第32条（総会の招集）

- 第1項 総会は、原則として事務局長によって招集される。但し、会員の過半数の要請がある場合には、事務局長は遅滞無く招集しなければならない。
- 第2項 各事務局長は、事務局が定め、年間活動計画書において発表された時期に定例総会を招集する。
- 第3項 各事務局長は必要に応じて、臨時総会を招集できる。

第6章 研究会

第33条（研究会の地位）

本団体は、本規約で定める基本理念及び目的に即し、模擬国連活動の場として研究会を設けることができる。研究会は、各事務局の下に全て対等でありいかなる序列もつけることのできないものとする。

第34条（研究会構成員）

研究会は、本団体の会員によって構成される。会員が従来所属していた研究会及び移籍を希望する研究会の会長が、移籍を希望する正当な理由があると判断し、且つ各々の研究会活動に重大な支障をきたさないとした場合に限り、会員は本団体への継続届け提出時に所属研究会を変更することができることとする。

第35条（研究会会長）

研究会は、それぞれを代表する者として会長を選出する。会長は当該研究会内におけるあらゆる活動を統括し、また原則として JMUN 代表部ならびに JMUN 代表者会合に関連する業務を主導することとする。

第36条（研究会執行部）

研究会は、研究会運営を行うため会長の下に執行部を設けることとする。執行部は会長及びその他当該研究会内で必要と認められる本団体の会員によって構成されるものとし、全ての執行部員は JMUN 代表部へ届け出されていなければならない。

第 37 条 (JMUN 会費の納入)

研究会は、所属する事務局に対して、遅滞なく定められた入会費、年会費を納入しなければならない。

第 7 章 支部

第 38 条 (支部の地位)

本団体は、本規約で定める基本理念及び目的に即し、研究会と並ぶ地域における模擬国連活動の場として支部を設けることができる。支部は、各事務局の下に全て対等でありいかなる序列もつけることのできないものとする。

第 39 条 (支部構成員)

支部は、本団体の会員によって構成される。

第 40 条 (支部長)

支部は、それぞれを代表する者として支部長を選出する。支部長は当該支部内におけるあらゆる活動を統括し、また原則として JMUN 代表部及び所属する事務局とのやり取りを主導することとする。

第 41 条 (支部執行部)

支部は、支部内での模擬国連活動を円滑に行うため支部長の下に執行部を設けることとする。執行部は支部長及びその他当該支部内で必要と認められる本団体の会員によって構成されるものとし、全ての執行部員は JMUN 代表部へ届け出されていなければならない。

第 42 条 (JMUN 会費の納入)

支部は、事務局を介して JMUN 代表部に対して、遅滞なく定められた入会費、年会費を納入しなければならない。

第 8 章 事業

第 43 章 (主催事業の定義)

主催事業は、本団体の理念と目的達成のため、本団体の会員が主体となって運営し、本章第 1 款及び第 2 款に定められる事業を言う。

第1款 全国規模模擬国連大会

第44条（全国規模模擬国連大会の主催）

本団体は、本規約で定める基本理念及び目的を遂行するために次の全国規模模擬国連大会（以下、「本大会」とする）を主催する。

- 1 模擬国連会議全日本大会
- 2 模擬国連会議関西大会
- 3 模擬国連会議九州サマーセッション
- 4 模擬国連会議北陸大会

第45条（大会運営事務局）

本団体は、本大会を継続して行うために、それぞれ全国規模模擬国連大会事務局（以下、「本大会事務局」とする）をおくこととする。

第46条（大会運営事務局事務総長）

- 第1項 本大会の事務総長は、大会開催地域に位置する事務局の総会の選出による。但し、支部が開催する大会の場合は支部においてそれに準ずる場での選出による。
- 第2項 事務総長は、全国の代表者に選出された旨を毎年報告しなければならない。
- 第3項 事務総長は、本大会の企画・運営におけるすべての事務を統括するものとする

第47条（会計）

本大会事務局の会計は、第59条及び第60条で定める本団体一般会計とは独立した特別会計とする。

第9章 模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業

第48条（模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業の主催）

本団体は、本規約で定める基本理念及び目的を遂行するために模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業（以下、「全米団事業」とする）を主催する。

第49条（全米団事業運営局）

本団体は、全米団事業を継続して行うために、模擬国連会議全米大会日本代表団派遣事業運営局（以下、「全米団事業運営局」とする）をおくこととする。

第 50 条（全米団事業運営局団長・運営統括）

全米団事業運営局の代表者である全米団事業運営局団長・運営統括を選出する際は別に定められる全米団事業規約に依るものとする。

第 51 条（会計）

全米団事業運営局の会計は、第 59 条及び第 60 条で定める本団体一般会計とは独立した特別会計とする。

第 52 条（全米団事業参加希望要件）

全米団事業への参加希望は、以下に定める要件を満たして行われなければならない。

- 1 本団体の会員であること
- 2 全米団事業運営局の定める期間であること
- 3 全米団事業規約に定められる要件を満たしていること。

第 53 条（事業年度）

全米団事業の事業年度は全米団事業規約が定めるところとする。

第 10 章 顧問

第 54 条（顧問の設置）

第1項 本団体は複数の顧問を設置することができる。

第2項 本規約は、本団体の所属研究会、支部、及び本団体の主催する事業がそれぞれ独自に顧問を置き、またその役割を定義することを妨げるものではない。

第 55 条（顧問の要件）

本団体の顧問には以下の事項が要件として求められる。

- 1 毎年、代表者あるいはその代理人より報告を受け取ること
- 2 要望に応じて、本団体に適切な助言を与えること
- 3 要望に応じて、可能な限りで本団体の活動に協力すること
- 4 本団体の顧問として氏名を公開されることに同意すること

第 11 章 会計

第 56 条（事業年度）

本団体の事業年度は、1月1日から12月31日までを一年度とする。

第 57 条（JMUN 代表部一般会計）

JMUN 代表部の活動は、本団体会員から回収した会費及び渉外活動にて獲得した助成金、その他事業運営に伴う収入によって運営される。

第 58 条（事務局一般会計）

各事務局の活動は、原則として各事務局の会計担当が、その事務局に所属する構成員より徴収した会費によって運営される。

第 59 条（JMUN 代表部の予算及び決算）

JMUN 代表部の予算案及び決算報告は、JMUN 代表者会合にて提出され採択された後、本団体の全会員によって投票されるものとし、議決権を行使し投票する全会員の過半数以上の賛成によって承認されなければならない。

第 60 条（各事務局の予算及び決算）

各事務局の予算案及び決算報告は、本規約の第 30 条第 2 項に則り、議決権を行使し投票する全会員の過半数以上の賛成によって承認されなければならない。

第 61 条（研究会一般会計）

研究会の活動は、原則として当該研究会会員より回収した会費及び各事務局からの助成金によって運営されるものとする。

第 62 条（支部一般会計）

支部の活動は、原則として当該支部会員より回収した会費及び JMUN 代表部からの助成金によって運営されるものとする。

第 63 条（特別会計）

全国規模模擬国連大会事務局ならびに全米団事業といった、一般会計で賄えないような多額の予算を必要とする本団体の主催事業は、その会計を特別会計とし当該運営局が調達した資金によって運営を行うことができる。特別会計をとる本団体の主催する事業代表者は、JMUN 代表部に予算案の提出及び決算報告を毎年せねばならない。

第 64 条（会計監査）

第1項 JMUN 代表部の一般会計の監査は、年度末に本団体の全会員に対して報告することによって行われる。本団体は会員からの質疑に対し応答する適切な場を設けなければならない。

第2項 各事務局の一般会計の監査は、会員が監査できるように年度末に総会で報告される。本団体は会員からの質疑に対し応答する適切な場を設けなければならない。

第12章 知的財産権

第65条（著作権の尊重）

本団体の会員は、本団体に所属する研究会、支部及び本団体の主催事業が開催する、模擬国連会議におけるあらゆる会議著作物（以下、「著作物」）の著作権を最大限尊重することとし、これらを無断で改竄または転用等してはならない。

第66条（著作物の活用）

JMUN代表部は、本団体に所属する研究会、支部及び本団体の主催事業が作成した著作物について、MUNBISNET 利用規約に則り、本規約で定める基本理念及び目的を遂行するために活用することができる。

第67条（執筆者の権利）

著作物の執筆代表者及び当該模擬国連会議を開催した団体は、JMUN 代表部がMUNBISNET 利用規約に則り当該著作物を公開しているか否かに関わらず、当該著作物について以下に定める権利を有するものとする。

- 1 編集し改訂版を作成する権利
- 2 他人に譲渡する権利
- 3 Web上に公開する権利

第13章 改正

第68条（改正）

第1項 本規約に改正の必要性があるときには、本団体は遅滞なくこれを行わなければならない。

第2項 本規約の改正の議決は各事務局総会において発議されるものとし、有効投票の2/3以上の賛成を得られなければ効力を持たない。

第3項 ただし、各事務局に所属する支部の組織運営に関与する特別事項を改正する際は、事前に各支部の賛成を得られなければ効力を持たない。

第4項 前条で述べる改正の範囲は、本規約の前文及び第2条に掲げる本団体の目的や理念、原則と矛盾するような改正を行うことはできない。

第5項 本規約添付文書の改正は、当該文書の定めるところに則り本規約とは独立して行われるものとし、これは本規約の改正にはあたらないものとするが、双方に矛盾がないよう妥当な考慮がなされなければならない。

第69条（効力の発生）

第1項 本規約は、平成28年1月1日より効力を生ずる。

第2項 本規約の改正が行われた場合、当該条項は本団体の議決権を行使し投票する全会員の3分の2以上の賛成によって可決されるものとし、可決された日の翌日以降であり、かつあらかじめ指定されていた日より効力を生じるものとする。